

保健福祉課

☎ 介護福祉係 (143)

曾於地区介護保険組合からのお知らせ

令和5年度 情報公開・個人情報保護制度運用状況の公表について

令和5年度の情報公開・個人情報保護制度の運用状況を曾於地区介護保険組合情報公開条例及び曾於地区介護保険組合個人情報保護条例に基づき次のとおり公表します。

内 容	開示請求	決定内容					不服申立て等
		全部開示	部分開示	取下げ	不開示	不存在	
情報公開	0件	0件	0件	0件	0件	0件	0件
個人情報保護	15件	15件	0件	0件	0件	0件	0件

●情報公開制度

情報公開制度とは、組合が保有する公文書を住民の皆さんの要求に応じて公開する制度です。

このことは、介護保険行政に対する住民の理解と信頼を深め、住民参加による公正で開かれた介護保険行政の推進に資することを目的としています。

●個人情報保護制度

個人情報保護制度とは、個人情報の適正な取扱いを確保し、誰もが組合の保有する自己情報の開示、訂正及び利用停止の請求ができる制度です。

このことは、介護保険行政の適正で円滑な運営を図り、個人の権利利益を保護することを目的としています。

【お問い合わせ先】

曾於地区介護保険組合 志布志市有明町野井倉8276番地 1
☎099-471-6545 FAX 099-477-1901

※曾於地区介護保険組合とは、介護保険法の規定に基づく要介護認定等を行うため、曾於市、志布志市及び大崎町の2市1町で設立している地方公共団体です。

！お願い

介護保険の申請をされた方におかれましては、令和3年度より主治医意見書作成のため、**かかりつけの病院（申請書に記載された病院）での受診が必要**となります。**早目の受診**と受診される際は、病院の受付に「**介護保険のための受診**」であることをお伝えください。

税務課

☎ 町民税係 (113)

軽自動車の車検は軽JNK Sで変わる

【継続検査窓口での納税証明書の提示が原則不要となります】

●納税証明書の送付を廃止します

これまで口座振替で軽自動車税を納付された方については、納税証明書を送付していましたが、「軽JNK S」の運用開始により納付情報の確認が電子化されるため、省資源化を推進する観点から令和5年度以降の納税証明書の送付を廃止します。

納税の確認は、振替口座の通帳記帳によりご確認ください。

※車検を受ける前に納付されている（未納がない）ことをご確認ください。

※納期限内の納付をお願いいたします。

●納付情報が軽JNK Sに登録されるまで相応の日数を要する場合があります。

軽JNK Sに納付状況が反映されていない場合（納付後すぐに車検を受ける場合など）は、納税通知書（右側）の納税証明書をご利用ください。

●すべての二輪小型自動車（排気量250cc超の二輪車）については今までどおり、紙の納税証明書の提示が必要です。